

令和8年度 特別支援学校高等部及び専攻科入学者選抜に係る留意事項

特別支援学校高等部及び専攻科に入学を志願することができる者は、各生徒募集要項の「1 出願資格」(専攻科の受験にあつては、1 出願資格(2)①)のとおり、学校教育法施行令第22条の3に該当することが必要です。

その出願資格の判断については、以下のとおりです。出願に際して留意願います。

1 特別支援学級に在籍している者の出願について

出願にあたっては、当該特別支援学校の校長が出願資格の有無を判断します。その際、医師の診断書等の客観的な資料を求める場合がありますので、ご了承願います。

2 通常の学級に在籍している者の出願について

(1) 特別支援学校(知的障がい教育) 高等部への出願について

出願にあたっては、島根県教育委員会が出願資格の有無を判断するため、以下の資料を提出し、手続き願います。

＜提出する資料＞

- ① 個人状況票(県様式9)
- ② 知的障がいの教育の必要性を判断するための資料(下記のうちアまたはイが望ましい。
アまたはイが準備できない場合、ウを必ず提出すること)
 - ア 医師の診断書(意見書) イ 療育手帳の写し
 - ウ 市町村相談支援チーム等の意見書 及び 心理検査等(中学校等入学以降に実施されたもの)の記録
- ③ その他、生徒の実態を把握するための参考となる資料
- ④ 市町村教育委員会の意見書(県様式10)

＜手続き＞

中 学 校 等

- 校長が出願を希望する生徒がいることを以下へ連絡
 - ・ 出願予定の特別支援学校長
 - ・ 市町村教育委員会
- 資料(上記の①～③)を用意し、市町村教育委員会教育長あて送付

市町村教育委員会

- 状況の把握
 - ・ 特別支援学校長への連絡の有無の確認
 - ・ これまでの教育相談の状況について
 - ・ これまでの進路指導の状況について(特別支援学校での体験学習や教育相談等の状況の把握)
 - ・ 中学校3年間の学習の様子、特別な支援の内容(通級指導教室や特別支援学級の利用、個別の指導の状況、生活面・行動面での配慮事項等)とその状況について
 - ・ 本人の意思や保護者の意向について
- 相談支援チーム等による障がいの判断及び具体的支援内容等の助言を基にするなどした市町村教育委員会の意見書(④)を添え、中学校等の校長から送付された資料①～③を教育事務所長あて送付

教 育 事 務 所

- 市町村教育委員会から送付された資料①～④を特別支援教育課あて送付

特別支援教育課

資料の提出：県教育委員会 10月31日(金) 必着

- 状況の把握、必要に応じて電話や学校訪問等で追加資料を収集
- 出願資格の有無の判断
- 結果の通知
 - ・ 12月末までに中学校等の校長及び当該特別支援学校長あてに通知する。
 - ・ 市町村教育委員会、教育事務所には、了知文を送付する。

※出願資格を有する場合に願書を受け取ることができる。

(2) (1) 以外の特別支援学校高等部への出願について

出願にあたっては、当該特別支援学校の校長が出願資格の有無を判断します。その際、医師の診断書等の客観的な資料を求める場合がありますので、ご了承願います。